

茨城県が発注する建設工事を受注される皆様へ

- 茨城県が発注する建設工事では社会保険等未加入業者との一次下請契約を原則禁止します。（建設工事請負契約約款の改正）
- 平成30年4月1日以降に当初契約を締結する建設工事から適用します。

（1）茨城県が発注する建設工事の受注者（元請業者）と社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入義務があるにもかかわらず、加入していない建設業者（社会保険等未加入建設業者）との一次下請契約を原則禁止します。

※ 一人親方の個人事業主など、もともと社会保険等に加入義務がない建設業者との一次下請契約は禁止しません。

（2）例外として、次のいずれかに該当する場合は、社会保険等未加入建設業者であっても一次下請契約を締結することができます。

- ① 当該社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工ができない場合や災害の応急・復旧工事などで特別な事情があると発注者が認めた場合
- ② 発注者が指定した期間内に当該社会保険未加入建設業者が未加入であった社会保険等に加入した場合

（3）上記に違反した場合、受注者に対し、以下の措置を行います。

- ① 指名停止
- ② 工事成績の減点

詳しくは茨城県ホームページ（<https://kennsetugyou-ibaraki.jp/>）でご確認いただくか、下記にお問い合わせください。

問い合わせ先：茨城県土木部監理課
電話029-301-4334